

安芸太田町発注の建設工事請負契約に関する中間前払金請求手続きについて

安芸太田町が発注する建設工事において、契約金額が300万円を超える工事に関しては、前払金を受けた後に中間前払金制度を利用することができます。

中間前払金制度を利用するためには以下の条件すべてを満たしていることの認定を受ける必要があります。

ただし、中間前払金制度を利用できない工事もありますので、注意してください。

中間前払金制度を利用される場合には、別紙「認定請求書」に約款第11条に基づき、工事の履行状況を証明する書類（工程表、工事進捗率表、現場写真等）を添えて安芸太田町に提出して認定を受け、条件すべてを満たしていることの認定調書により保証会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、中間前払金の請求を行ってください。

また、この請求を行うための事務手続きに関する手順をお示しします。

記

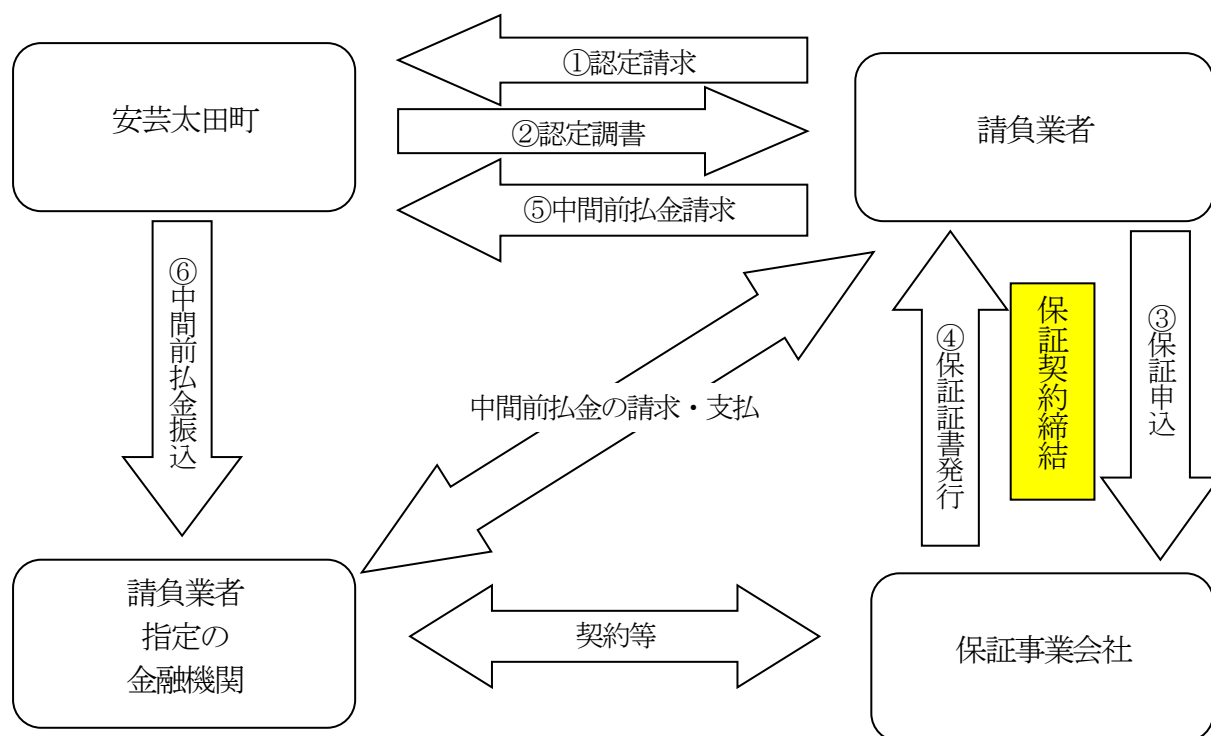
1. 中間前払金を請求するための認定条件

- 1) 工期の2分の1を経過していること。
- 2) 工程表によって工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2. 中間前払金制度を利用できない工事

- 1) 交通安全施設維持工事
- 2) 道路施設等維持工事
- 3) 環境保全路線委託工事
- 4) 草刈委託工事

中間前払金に係る手続きの流れ



① 認 定 請 求：請負契約金額が300万円以上の工事において前払金を受けた後、中間前払金を請求される場合には、建設工事請負契約約款第34条第4項の規定に基づいて別紙認定請求書を工事の履行状況を証明する書類（工程表、工事進捗率表、現場写真等）を添えて当該工事の工事監督員に提出してください。

② 認 定 調 書：当該工事の工事監督員が、認定調書中適用欄の内容を確認し、条件を満たしていれば、チェックボックスに「レ」印または黒塗りをし、当該工事監督員の署名捺印のうえ、公印承認の決裁を受けて認定調書を請負業者に発行します。

※条件

- 1) 工期の50%以上を経過していること。
- 2) 既工事作業経費が契約金額の50%以上完了していること。
- 3) 工程表による工事進捗率が50%以上であること。

以上の条件すべてを満たしていることが中間前払金の請求ができる条件です。

③ 保 証 申 込：発注者が発行した認定調書を基に保証事業会社に中間前払金に関する保証申込を行ってください。

④ 保 証 証 書 発 行：保証事業会社との保証契約締結後、中間前払金に関する「保証証書」の発行が発行されます。

- ⑤ 中間前払金請求：保証事業会社から発行された保証証書を添えて発注者に中間前払金の請求を行ってください。ただし、中間前払金の金額の限度は請負契約金額の10分の2以内です。
- ⑥ 中間前払金支払：発注者は、請負業者からの中間前払い金請求があったときには、請負業者が指定される金融機関に請求のあった日から14日以内に中間前払金を支払います。
- ※ 認定調書は原則2部提出してください。
認定請求及び認定調書の様式については、町ホームページにおいて取得可能です。また、役場総務課においても発行可能です。
- ※ 認定調書の発行は、町長から工事監督員の権限委託を受けた当該工事監督員が認定確認を行い、認定調書に公印押印のうえ、発行します。

認 定 請 求 書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	
<p>上記の工事について建設工事請負契約約款第34条第4項に基づいて中間前金払の認定を請求する。</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">受 注 者 氏 名 (印)</p> <p style="margin-left: 100px;">安芸太田町長 様</p>	

認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	
摘 要 (確認内容)	<input type="checkbox"/> 工期の50%以上経過 <input type="checkbox"/> 既工事作業経費が契約金額の50%以上 <input type="checkbox"/> 工程表による進捗率50%以上 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">監督員氏名 (印)</div>
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する (認定しない)。</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">安芸太田町長 橋 本 博 明 (印)</p>	